

別表(第7条関係)

1 基本料金

(1) 木祖村社会体育館

区分	使用料		備考
	昼間	夜間	
全館	2,700 円	4,500 円	1 時間当り
体育館	2,000 円	2,700 円	〃
卓球室	1,500 円	2,000 円	〃
会議室	600 円	800 円	〃

(2) 木祖村運動場

区分	使用料		備考
	昼間	夜間	
運動場	2,000 円	4,000 円	1 時間当り

(3) 木祖村弓道場

区分	使用料		備考
	昼間	夜間	
弓道場	1,700 円	2,000 円	1 時間当り

2 休憩、準備、片付け、清掃に要する時間も通算する。

3 入場料又はこれに類するものを徴収し、または商品の展示即売宣伝等のために使用する場合は、次の区分によるそれぞれの額を加算して徴収する。

(イ) 村内居住者 各区分使用料金の 50%に相当する額

(ロ) その他の者 各区分使用料金の 100%に相当する額

4 暖房使用料は、暖房器具 1 台につき 1 時間当り 200 円を別に徴収する。

5 体育室を半面使用する場合は使用料は、体育室使用料の半額とする。

6 木祖村に住所を有する者または就業する者で、上記の施設のいずれかを使用する者の使用料は、第 1 項の規定にかかわらず、1 人当り年額 2,000 円とする。ただし、毎年 4 月 1 日現在において年齢 65 歳以上及び中学生以下の者の使用料は無料とし、高校生又は、18 歳以下の者は 1 人当り年額 1,000 円とする。

7 村内居住者以外の個人並びに団体の使用料は各区分使用料の 50%相当額を加算した使用料とする。